

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2019/05/01

国連人権高等弁務官事務所

普遍的定期審査作業部会第 33 会期が 5 月 6～17 日に開催される。この会期では、ノルウェー、アルバニア、コンゴ民主共和国、コートジボアール、ポルトガル、ブータン、ドミニカ、北朝鮮、ブルネイ、コスタリカ、赤道ギニア、エチオピア、カタール、ニカラグアの 14 カ国の状況が審査される。これらの国の高官が会合に出席し、特に前回の審査での勧告の実施について説明する。今会期は普遍的定期審査 3 巡目の 7 番目に当たる。普遍的定期審査制度は、審査対象国が人権義務と確約の実施を示し、前進と課題が評価されるものである。作業部会は人権理事会全理事国 47 カ国から成り、会合にはオブザーバーの国々も参加する。審査対象国に対し平均 100 の国々が勧告を出している。各国の審査は 3 時間半行われ、その後の 30 分間で勧告が採択される。第 33 会期の結果文書は、9 月に開催される人権理事会第 42 会期で採択される予定である。

世界報道自由デー 人権専門家が声明

2019/05/03

国連人権高等弁務官事務所

世界報道自由デーに際し、意見・表現の自由に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界報道自由デーは自由・独立・多元的報道の重要性と人権享受を改めて確約するために、25年以上前に設けられた。しかし、独裁者や民衆扇動家はしばしば報道を中傷しており、自身への批判や捜査を恐れる政治家や政府による報道の敵対視、オンラインの遮断、捜査や処罰がみられる。記念日をただ祝福するのではなく、世界の報道の自由の改善のために具体的行動をとる必要性がかつてなく高まっている。各国は発言や決議を行うだけでなく、ジャーナリストの安全、報道の独立性、発言の多様性を確保するために、即時に持続可能な行動をとらなければならない。祝福を行動に変え、ジャーナリズムを攻撃する者たちを非難・処罰し、報道の自由の保護のための素晴らしいプロジェクトに資源を投じること、これこそがこの1年の課題である。

人種差別撤廃委員会第 98 会期閉幕

2019/05/10

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 98 会期が閉幕した。今会期ではアンドラ、グアテマラ、ハンガリー、リトアニア、ザンビアの報告書が審査された。また、人権高等弁務官との会合では総会決議 68/268 の実施が討議され、ダーバン宣言・行動計画の実施に関する専門家グループとの会合では協力方法が検討された。さらに、人種差別撤廃条約 11 条に基づき、サウジアラビアと UAE に関するカタールの通報 2 件、イスラエルに関するパレスチナの通報 1 件が審議され、問題の複雑性などを理由に、いずれの通報についても決定を行わないこととなった。加えて、人種的プロファイリングの防止・禁止に関する一般勧告第 36 号について初めての討議も行われた。この一般勧告は第 99 会期で採択される予定である。第 99 会期は 8 月 5～29 日に開催され、チェコ、エルサルバドル、アイスランド、メキシコ、モンゴル、ポーランド、パレスチナの報告書が審査される予定である。

子どもの権利委員会開催の予定

2019/05/10

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が5月13～31日に開催される。この会期ではボツワナ、カーボベルデ、コートジボワール、マルタ、シンガポール、トンガの状況が審査される。また、子どもの売買等に関する選択議定書に基づきスリランカの状況も審査される。委員会は各国に関する最終見解を6月6日に公表する予定である。会合に関するハッシュタグは#CRC81、会合の様子はインターネットで生中継される(<http://webtv.un.org/live>)。子どもの権利委員会は子どもの権利条約(現締約国 196 カ国)、武力紛争における子どもの関与、子どもの売買等、個人通報に関する3つの選択議定書の締約国による遵守を監視する機関である。締約国は条約・選択議定書と委員会の勧告の実施状況を定期的に審査される。委員会は世界中から選出された18名の人権専門家から成る。委員会の最終見解は、締約国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

強制・非自発的失踪作業部会開催の予定

2019/05/10

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 118 会期が 5 月 13～22 日に開催される。会期中には、36 カ国に関わる 420 件が検討される予定である。また、失踪者家族、各国の当局、市民社会の代表その他の関係者との会合では、個々のケースと強制失踪全般について情報交換が行われる。また、失踪に関する効果的・徹底的・公正な捜査の具体的方法について討議が行われる。このテーマを含む報告書は 9 月の人権理事会 42 会期に提出される予定である。作業部会は失踪者の消息と所在を確認する家族を支援するために、1980 年に旧人権委員会によって設立された。作業部会は、個々のケースの捜査が確実に行われるよう、家族と関係国政府の橋渡しに尽力する。また、各国が「強制失踪からのすべての者の保護に関する国連宣言」を実施するための支援も行う。作業部会は 5 名の独立専門家から成り、現在はカナダ、韓国、モロッコ、アルゼンチン、リトアニア出身者が委員を務めている。

子どもの権利委員会第 81 会期開幕

2019/05/13

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 81 会期が開幕した。今会期では、子どもの権利条約の実施状況に関するボツワナ、カーボベルデ、コートジボワール、マルタ、シンガポール、トンガの報告書、子ども売買・買売春・ポルノに関する選択議定書の実施状況に関するスリランカの報告書が審査される。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が発言した。内容は以下のとおり。子どもの健康・教育はほぼすべての地で改善され、子どもは支援が必要な単なる犠牲者としてではなく、権利保持者として見なされるようになっている。しかしながら、イエメンやスリランカで子どもが犠牲になった最近の事件が示すように、今なお多くの子どもの生命に対する権利などが侵害されている。こうした現状に終止符を打ち、子どものためのこれまでの活動と、さらに何ができるかを検討する必要がある。

拷問禁止委員会 フォローアップを討議

2019/05/16

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、委員会の最終見解のフォローアップ担当の報告者が発言し、締約国は勧告に関するフォローアップ手続を概ね遵守しており、フォローアップの状況は改善されているが、国によっては市民社会団体・国内人権機関・国内拷問防止機関の参加率が低いと述べた。また、7カ国に関する22の勧告のフォローアップについて、各国から質の高い情報が提出され、勧告がかなりの程度実施されているものや、情報が不十分で、勧告が限定的にしか実施されていないものまで様々であるが、完全に実施されている勧告はなかったと報告した。個人通報のフォローアップ担当の報告者も発言し、11件の個人通報について報告した。さらに、報復のフォローアップ担当の報告者も発言し、報復に対する効果的対応における協力強化のために、昨年12月に人権高等弁務官事務所が条約機関の代表とワークショップを開催したことなどを報告した。

拷問禁止委員会第 66 会期閉幕

2019/05/17

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 66 会期が閉幕した。今会期では、拷問等禁止条約の実施状況に関するコンゴ民主共和国、メキシコ、ドイツ、南アフリカ、ベニン、英国の報告書が審査され、最終見解と勧告が採択された。また、委員会の年次報告書も採択された。今日の会合で、年次報告書担当の報告者が、拷問等禁止条約の締約国は 166 カ国、委員会の通報受理権限を認めている国は 68 カ国、通報の件数が増加していることを報告したほか、今年 11 月の会期が財政的な理由で開催中止になったことを委員会は憂慮していると述べた。会期中には、拷問防止小委員会、拷問犠牲者支援基金、恣意的抑留に関する作業部会、ビジネスと人権に関する作業部会などとの会合も行われた。第 67 会期は 7 月 22 日～8 月 9 日に開催され、ギリシャ、ポーランド、トーゴの報告書が審査され、報告書未提出のバングラデシュの状況が検討される予定である。

国連の予算不足により条約機関の活動が弱体化

2019/05/17

国連人権高等弁務官事務所

今年開催予定であった 6 つの条約機関の複数の会期が中止されることになった。会期中止は国連分担金の支払いを遅延している国があるせいであり、そのために、予定されていた各国の報告書の審査、拷問・超法規的殺害・強制失踪などの重大な人権侵害に関する個人通報の審理が行われなくなり、各国が過去数十年実施してきた人権保護制度が大きく損なわれることになる。この中止を 4 月に知らされた 10 の条約機関の議長は、会期中止がもたらす実際の影響を深く懸念し、国連事務総長と人権高等弁務官に対し、緊急案件として現状への対応方法を見出すよう求める書簡を送った。10 の人権条約機関は、自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、移住労働者委員会、強制失踪委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、障害者権利委員会、拷問防止小委員会である。

高等弁務官が反ユダヤの増加を懸念

2019/05/28

国連人権高等弁務官事務所

反ユダヤの増加に関する人権高等弁務官の声明が公表された。内容は以下のとおり。ドイツでは反ユダヤの事件が急増し、先週政府は人種や宗教を目立たなくするために、ユダヤの人々にキツパ(ユダヤ教徒の帽子)の着用を控えることを検討するよう促した。オーストリアでは路上展示されていたホロコーストの生存者の多くの写真が3度も破損された。近年、多くの欧州諸国でユダヤへの破壊行為や暴力行為が増加している。米国でもユダヤ教の会堂で殺害事件が起きている。人種・宗教を理由とする他の集団とともにユダヤへの攻撃が増加していることは大きな懸念事項である。すべての政府に対して、人種主義・あらゆる形態の不寛容の撲滅にさらに努めるよう求める。国際法に基づき人々は憎悪・暴力の扇動から法的に保護される権利を有する。路上であるかインターネット上であるかに関わらず、憎悪・暴力の扇動は、表現の自由を尊重しつつ、法律によって禁止すべきである。

WHO が性同一性障害は病的ではないものと分類

2019/05/29

国連人権高等弁務官事務所

WHO の国際疾病分類第 11 回改訂版 (ICD-11) が世界保健総会で承認された。性同一性障害は、これまで精神行動障害と分類されていたが、改訂版では新たな章「性の健康に関する状態」に加えられた。これを受けて、性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家と健康の権利に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。WHO のこの分類は性自認とジェンダー・ダイバーシティに関わる人権の完全尊重に向けた大きな前進である。一定の形態のジェンダー・ダイバーシティが病的状態・疾病であるとする誤った認識に大きな影響をもたらし、より良い保健へのアクセスが促進されるものと期待する。誤った認識は公共政策・立法・司法に影響を与え、人権侵害の根本原因となっている。各国政府に対し国内の疾病分類を見直し、ジェンダー・ダイバーシティに関わる社会的偏見を除去するために、教育や周知活動を含む強力な積極的措置をとるよう求めたい。

子どもの権利委員会第 81 会期閉幕

2019/05/31

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 81 会期が閉幕した。今会期では、子どもの権利条約に関するボツワナ、カーボベルデ、コートジボワール、マルタ、シンガポール、トンガの報告書、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書に関するスリランカの報告書が審査された。また、7 件の個人通報が審理され、2 件(対スペイン)が権利侵害とされた。第 82 会期は 9 月 7～27 日に開催され、子どもの権利条約に関するオーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モザンビーク、ポルトガル、韓国の報告書、子どもの売買等に関する選択議定書に関するジョージアの報告書、紛争における子どもの関与に関する選択議定書に関するジョージアとパナマの報告書が審査される予定である。子どもの権利条約に関する締約国は 196 カ国、子どもの売買等、紛争における子どもの関与、個人通報に関する選択議定書の締約国はそれぞれ 176 カ国、168 カ国、44 カ国である。